

I 聴覚障がい児とその保護者支援

1 聴覚障がい（もしくはその疑いがある）児とその保護者支援

乳幼児の言語力及び言語性認知能力の発達は、単にコミュニケーション力だけでなく、子どもの情緒面や社会性の発達とも大きく関連しています。

乳幼児は、聴覚により音声言語を獲得し、それらを基礎に思考し、他者とのコミュニケーションを図ったり、さまざまな物事への理解を深めたりしていきます。聴覚障がい児にとっては、障がいが高度・重度になると音声言語をはじめとする音によって得られる情報が欠如しますが、これまでのさまざまな知見により、療育^{*}等の支援を早期に開始することが、子どもの言語力や言語性認知能力を高めるために効果があるとされています。しかし、聴覚障がい児は多様です。そのためさまざまな角度から個々の能力を引出し、発達・成長していくことができるように多分野の専門家の協力を得てアプローチしていくことが聴覚障がい児への支援の本質といえます。

保護者自身、心配や不安といった精神的な負担を抱えながら子育てをしていることが少なくありません。子どもと接する時間の長い母親に対しては、その負担が過重にならないように、周囲のサポートも得られるよう助言することも重要です。保護者のメンタルケアも含めて、支援の果たす役割は大きなものとなってきます。

*療育等・言語獲得のための種々の取組を含む

2 きこえの相談窓口について **★確定診断前からご利用いただけます。**

大阪府では、保護者の心理的支援を含む専門の相談窓口「ひだまり・MOE」（P.6、29 参照）を大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターに設置し、療育機関（P.20、29 参照）と連携しながら、きこえについてのご相談を幅広く受けています。

新生児聴覚スクリーニング検査で「お子さんの耳がきこえていないかもしれません」（リファー）と知らされたばかりの保護者に、確定診断前でもご相談に来ていただけます。

確定診断を経て、聴覚障がいがあることが確定した場合には、速やかに早期支援につながるよう、保護者の希望に沿った支援情報を提供しています。

療育等については、相談を行いながら、療育機関や聴覚支援学校などの関係機関につなぎ、より詳しい情報の提供や専門的な支援を行っています。また、医療機関や市町村などからの相談にも対応します。

コラム「ひだまり・MOE」

ひだまり・MOEは、「お子さんのきこえ」について、相談・支援をしています。新生児聴覚スクリーニング検査でリファアとなり、わが子がきこえていないかもしれないと告げられた時の保護者の驚きや不安は、当然大きいものです。ひだまり・MOEでは、聴覚障がい専門とする心理士ができるだけ早くお会いし、わいてくる不安や疑問、とりわけネガティブな感情にも寄り添いながら、保護者のありのままの思いをおききするところから支援しています。



対象は、補聴器・人工内耳装用児、難病や他の障がいを併せもつ児、軽中等度・一側性難聴児等、あらゆるきこえの子どもたちとそのご家族で、聴覚障がい児支援についての情報を偏りなく提供しています。

ひだまり・MOEでは、愛着形成の出発点から子どもの成長を見守り、継続して応援しています。年齢に応じてさまざまな節目に迷い悩む時に、いつでも相談できる「心理的な港」として、聴覚障がい児さんとそのご家族を迎えられる場でありたいと思っています。

.....

お母さん、お父さんのお話をうかがいながら、
赤ちゃんとの笑顔あふれるやりとりを共にはぐくんでいきたい。
そう願って、私たちはお待ちしております。

.....

<お問い合わせ・お申込み>

☎ 090-3848-7195 ✉ hidamari-moe@comekko.org



3 早期支援の必要性

乳幼児にとって、保護者とのコミュニケーションの確立が最も重要です。このため、コミュニケーションの方法の選択については家庭内で使用されている言語が重要な因子となります。保護者が適切に判断できるように十分な情報の提供と適切な助言を行い、保護者の希望に沿った早期支援が必要です。どのような方法であっても、早期から行うことが望まれます。

(1) 早期支援の目的

脳の可塑性が認められる時期の学習が有効であることは広く認められており、聴覚障がい児においても早期支援が言語力、言語性認知能力を高めることが実証されています。早期支援は個々の子どもの諸能力が最大限に発達するのを援助し、子どもと家族の要望に応じてコミュニケーション能力、生活能力、感情的な安定、自己の肯定的な評価などが獲得できるように計画されなくてはなりません。

早期支援が効果を上げるためには、支援開始時期、個々の子どもと家族に対応した支援プログラムの幅広さと柔軟性、支援プログラム実施の頻度、個人差を認識すること、支援専門家の直接の指導、家族支援などが重要です。

(2) 親子関係確立の援助

親子関係が確立されることは育児の根幹ですが、障がい（もしくはその疑いがある）児の場合には、子どもの障がいや将来に対する不安を持って育児に当たることになるため、良好な親子関係の確立の援助がなお一層重要です。保護者が障がいの告知によって混乱し、悲観する時期を経て、これを乗り越え、積極的に育児ができるように、聴覚障がいとその支援に関する正しい知識を持った者が加わって、支援やカウンセリングを行うことが必要です。支援に当たる専門家としては、言語聴覚士、聴覚支援学校教員、児童発達支援機関の指導員などが中心となり、小児科医、耳鼻咽喉科医、病院の臨床心理士、保健師、医療社会福祉士、児童相談所などの協力を得て、関係者の連携を取りながら行うことが望まれます。

子どもに接する時間が長い母親が育児の中心となる場合が多くなりますが、母親のみに荷重な負担がかからないように周囲の者の支援も大切です。良好な親子関係の確立が、子どもの発達に不可欠であり、また、子どもの発達全体の中で、言語も発達します。

4 保護者への支援において特に配慮すべき事から

保護者の心情はその時々で変わりうる複雑なもので一つの型にはめることはできませんが、「聴覚障がい（もしくはその疑い）がある」子どもを持つ保護者は、以下の事からを感じたり、直面したりする可能性があります。

- 自分を責めてしまう気持ち

聴覚障がいの疑いがあるとされた場合、「なぜうちの子が」という当惑の後、「なんでちゃんと産んであげられなかったのか」などと自責感を抱く母親もいます。周囲、特に家族（実父母や夫、義父母）による母親への支持が必要となる場合もあり、家族全体への支援が必要となる場合もあります。

- 育児不安

子育てには少なからず不安が伴いますが、きこえとの関係でさらに特別な育児が必要なのかという不安が生じることがあります。聴覚障がいの有無に関わらず、子育ての基本は同じであること、子どもを可愛がること、育児を楽しむことが大切だと伝える支援が必要となります。きこえに配慮した子育てについては、専門家の指導に任せつつ、子どもの発達段階に応じて、育児不安を増強しないよう丁寧に相談にのっていくことが大切です。

また、「がんばりすぎてしまう」保護者もいるため、その点についても注意する必要があります。

- 愛着形成の問題

新生児期に聴覚障がいの疑いを指摘されると、その衝撃から、保護者が大きなストレスを抱え不安定になることで、子どもとの関係性も不安定になり、愛着形成に問題が起こる可能性も考えられます。要精密検査となった子どもの家庭については、その後も継続して十分に気をつけて見守ることが重要です。

- 家庭内の「受容」の問題

聴覚障がいの疑いを指摘された時に、家族の誰かが検査結果を「認めない」ことも、生じ得ます。その結果、母親が板挟みとなり、子どものきこえが心配でも精密検査に連れて行けず、産後の心身の疲労の中、さらに孤独に苦しむことも考えられます。短期的に家庭内の問題に介入し解消することは困難ですが、支援する立場として家族との関係にも気を配り状況を把握しつつ、気持ちに寄り添う支援を行いながら精密検査等の適切な対応に結び付けましょう。

5 コミュニケーションの方法

コミュニケーションの方法としては、聴覚口話法、手話、キョードスピーチ、指文字などがありますが、乳幼児には子どもの状態に合わせ、聴覚活用を行いながら視覚活用も併用すること（トータルコミュニケーション）が多いです。

保護者が健聴で、聴覚を活用するコミュニケーションを選択する場合は、保有聴力を活用し、補聴器を装着して聴覚口話法の指導を行います。子どもの言語獲得の状況に合わせて、指導の過程で手話やキョードスピーチあるいは指文字等を併用する場合があります。一般的には、聴覚障がいの方が重いほど視覚活用も多くなります。聴覚障がいの方が重度で、補聴器の効果が不十分な場合は、人工内耳手術の適応も考えられます。

健聴の保護者が手話によるコミュニケーションを選択した場合は、手話による指導を行います。この場合は、家族の手話学習の支援も必要です。保護者が聴覚障がい者で手話が使える場合は、子どもが自然に手話を習得できることもあり、保護者とのコミュニケーションが確立できます。保護者が手話を使えない場合でも、保護者が子どもと手話によるコミュニケーションを選択した場合は、保護者への手話学習の支援を行います。

（1）聴覚口話法

補聴器装用あるいは人工内耳手術により保有聴力を活用して、聴き、話しことばによるコミュニケーションを行う方法です。口形を読む口話法（読話）も併用されることが多いです。

（2）手話

手話（日本手話）は聴覚障がい者の間に生まれた言語で、手指の動きを中心にして、頭や上体の動きと顔の表情、視線、口型などによって表現する視覚言語であり、日本語とは異なる独自の文法と語彙の体系を持っています。日本語に対応して手話単語を並べたものではありません。他の言語と同様、乳幼児の段階から触れることで自然習得が可能であり、聴覚障がい者や聴覚障がい者の家庭に生まれた子どもは手話を母語としています。その一方、手話と日本語の折衷的な構造を持つ日本語対应手話と呼ばれるシステムも口話教育を受けた聴覚障がい者を中心に発展してきたものです。

（3）指文字

50音と数字を1字ごとに指の形で作ります。手話で表現しきれないことは、固有名詞など、新しい事柄で対応した手話がない場合などに使用され、また、聴覚口話法と併用されることもあります。

(4) キュードスピーチ

視覚を用いるコミュニケーションであり、5つの母音の口形+行毎の手のサイン（キュー）で1つの音を表します。口話法を用いた場合に、口形では判別しにくい音の理解を助けるためにも用いられています。

コラム 「福祉情報コミュニケーションセンター」

大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターは、府内に点在していた視聴覚障がい者情報提供施設などを集約し、障がいのある方の意思疎通を支援することや、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「大阪府手話言語条例」という。）に基づき、乳幼児・その保護者への手話習得の支援等を行うことを目的とし、令和2年6月15日に森之宮にオープンしました。これらの取り組みにより、障がいのある方が主体的に活動できる環境づくりを進めています。

また、同センターを国の「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」の最終報告（令和元年）に記載されている、聴覚障がい児と保護者に対し、適切な情報提供等をするための中核拠点として位置づけ、手話言語条例の施策を含む聴覚障がい児支援機能を推進しております。

【主なセンター機能】

- 聴覚障がい児への支援
聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児とその保護者の相談支援や関係機関等へのつなぎ、手話などのことばの力を育む一貫した支援を実施します。
- 聴覚障がい者への支援
手話通訳者と要約筆記者の養成と派遣、映像コンテンツの製作、製作した媒体の配信などを実施します。
- 盲ろう者等への支援
視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者等を支援する通訳・介助者の養成と派遣、盲ろう者等の歩行訓練、情報通信機器活用訓練などの取り組みを実施します。
- 視覚障がい児者への支援
点字図書や声の図書の貸し出しを行う点字図書館を運営し、視覚障がい児者の生活訓練などの取り組みを実施します。
- 失語症者向けの専門人材育成など
失語症者への意思疎通支援を行う専門人材の育成などを実施します。
- 障がい者の総合相談支援等
障がい者とそのご家族の相談支援を行う「障がい者110番」事業等を実施し、関係機関等につなげるなど切れ目のない支援を行います。

【所在地】 大阪市東成区中道一丁目3番59号

コラム「手話言語」

◇手話言語条例

国連の障害者権利条約では「手話は言語」の定義が盛り込まれており、日本は障害者基本法に基づき手話を言語として認知しています。全国でも多くの都道府県や市町村で手話に関する条例が制定されています。

大阪府では、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的とした大阪府手話言語条例を平成 29 年 3 月に施行しました。

本条例は、5条の構成となっており、第1条で条例の目的、第2条で言語としての手話の認識の普及、第3条で乳幼児期から保護者とともに手話を習得する機会の確保、第4条で学校による手話の習得の機会の確保への支援、第5条で事業者による手話の習得の機会の確保への支援をそれぞれ定めております。

聴覚に障がいのある乳幼児が、手話を身近なものとして捉え、手話を言語として習得していくことができる支援を行うことは重要です。そのためには、日常生活の中で、乳幼児も保護者も手話に接していくことが大切と考えています。

◇大阪府「こめっこプロジェクト」

大阪府では、手話言語条例第3条に基づき、乳幼児期から手話を習得するための「こめっこプロジェクト」を実施しています。同プロジェクトでは、聴覚に障がいのあることがわかった乳幼児等に係る相談支援や関係機関との連携、手話の獲得・習得支援等を担う専門人材の養成・派遣などといった取り組みを行っています。同プロジェクトについては、聴覚障がい児の中核支援拠点である府立福祉情報コミュニケーションセンターで実施しております。

- ・大阪府「こめっこプロジェクト」における主な支援内容
 - 保護者の心理的支援
 - 聴覚障がい児支援に関する情報の提供
 - 保護者間の情報交換の場の提供
 - ロールモデルとの出会い
 - 手話の獲得・習得支援

コラム「こめっこ」活動について

ことば きこえない子どもたちのところ・手話・家族を大切に

「こめっこ」はきこえない・きこえにくい子どもとその家族が、手話とろう者に出会える場として、2017年6月から始動しました。遊びを中心としたプログラムの中で、子どもたちの手話言語獲得と、保護者の手話習得を支援しています。

0～6歳の未就学児とその家族を対象に、^{ことば}手話のあふれる場所で、子どもたちは楽しみながらわかる体験をし、仲間や先輩ろう者とかかわり、伝え合う力をはぐくみます。

活動のひとつである「BABY こめっこ」では、0～3歳の乳幼児を対象に、週2日つどいの場を設けています。乳幼児たちはろうスタッフと遊びながら目で見てわかる^{ことば}手話を自然に吸収します。やがて子どもたちは小さな手の動きと豊かな表情で気持ちを伝え始めます。わかるのね！伝えてくれる！すご～い！と、スタッフも保護者もひとつになって成長を喜び分かち合います。保護者が育児の中で使える手話を楽しく学べるよう工夫し、子どもの発達やかかわり方についての相談にも応じています。

土曜日の「こめっこ」活動には0～6歳児たちみんなが集まります。日本手話から作り出された表現作品やあそびをはじめ、オリジナルたいそう、えほんよみ、手話劇などを家族と一緒に楽しみます。こうして子どもたちは自然に手話を獲得し、さらに手話力を磨きながら、わかる・伝えられる自分、ルールやプロセスがわかる自分を実感して成長します。

NPO こめっこでは、手話言語の獲得と聴覚活用を両輪と捉えており、人工内耳を装着する子どもたちも大勢参加しています。

👂 BABY こめっこ（0～3歳児）：毎週火曜日・金曜日の午後

👂 こめっこ（0～6歳の未就学児）：第1、第3土曜日の午後

👂 放課後こめっこ（3～6歳児）：平日の午後

👂 場所：府立福祉情報コミュニケーションセンター

*活動中は通訳スタッフが日本語音声に訳しますので、手話がわからなくても大丈夫です！

